翻

フランス会社法・補遺(3)

訳

目 次

第2編 商事会社および経済利益団体

第2章 各種の商事会社に特有の規定

第5節 株式会社

第1款 株式会社の設立

第2款 株式会社の指揮と管理

第1項 業務全般を指揮する取締役会(本誌71巻4号掲載)

第2項 業務執行役会および業務監査役会

第3款 株主総会(本誌72巻3号掲載)

第4款 会社資本の変更および従業員持株制度

第1項 資本の増加

第2項 従業員による株式の引受および買付

第1目 株式の引受または買付に関する選択権

第2目 従業員に割り当てられた株式の発行および市場における買付

第3目 株式の無償割当

第3項 資本の償却

第4項 資本の減少

第5項 会社による自己株式の引受・買付または質権の設定

(以上,「フランス会社法(7)」の補遺)

⁽¹⁾ 加藤徹=小西みも恵=笹川敏彦=出口哲也「フランス会社法(7)」法と政治66巻 3 号(2015年11月) 173頁-239頁。

第4款 会社資本の変更および従業員持株制度 第1項 資本の増加

(上場会社等における資本証券発行の決定権等の執行役員・担当執行役員 への授権)

L. 225-129-4 条

本条は、2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号により、2021年1月1日から廃止された。

(非常総会による議案の決定)

- L. 225-129-6 条(2004年 6 月24日オルドナンス第2004-604号第 5 条)
- ① 金銭出資による資本増加のすべての決定の際に、当該決定が資本に対する権利を付与する有価証券の事前発行をもたらす場合を除き、非常総会は、(2011年5月17日法律第2011-525号第60条)《会社が従業員を有するときは、》労働法典L3332-18条ないしL3332-24条所定の要件の下において、資本増加の実行を目的とする議案を決定しなければならない。(2004年12月9日法律第2004-1343号第78条XXVII)《ただし、非常総会がL225-129-2条に従う資本増加を実行する権限を授権するときは、当該総会は当該授権の議案を決定する。》
- ② (2019年7月19日法律第2019-744号第20条により削除) (2005年7月26日法律第2005-842号第42条) 《3年ごとに》, 非常総会は, L. 225-102条を適用して, 取締役会または業務執行役会から総会に提出された報告に鑑み, 会社および L. 225-180条の意味において当該会社に関連する1または2以上の会社の従業員により保有される株式が資本の3パーセント以上を表106(1394) 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

訳

章するときは、労働法典(2012年3月22日法律第2012-387号第13条第1号)《第3部第3編第3章第2節第4款》所定の要件の下において、資本増加の実行を目的とする決議案を決定するため、招集される。(2012年3月22日法律第2012-387号第13条第2号)《本条第1項所定の要件の下において、非常総会が、同法典同第4款所定の要件の下で、資本増加の実行を目的とする議案を3年以上前に決定したときは、当該期間は、5年に延長される。》

③ (2019年7月19日法律第2019-744号第20条)《本法典 L. 233-16条の意味における被支配会社を支配する会社の総会が、労働法典 L. 3344-1 条第2項所定の要件において、》(2011年5月17日法律第2011-525号第60条)《被支配会社の従業員に利益をもたらしうる(2019年7月19日法律第2019-744号第20条)《資本の増加を決定しまたは授権により承認したときは、本条は、》これらの被支配会社に対して》(2019年7月19日法律第2019-744号第20条)《適用されない》。

(総会による資本増加の決定)

- L. 225-130条 (2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第6条)
- ① 新規の資本証券の発行による資本増加または既存の資本証券の名義額の引上による資本増加が、準備金、利益または発行プレミアムの組入により実行されるときは、総会は、L. 225-96条の規定にかかわらず、L. 225-98条所定の定足数および多数決要件の下において、決定を行う。この場合において、当該総会は、端株を形成している権利が流通することも譲渡することもできないこと、かつこれに相当する資本証券が売却済であることを決定することができる。(2014年7月31日オルドナンス第2014-863号第14条。2015年4月1日より施行)《個別には付与されずかつ端株を形成している権利に対応する資本証券の売却、ならびに当該権利の名義人に対して法と政治 72巻4号 (2022年2月) 107(1395)

なされる当該売却から生じる金銭の分配は、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の期間内において行われる。》(2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条により、2021年1月1日から削除)《当該資本市場が規制市場における取引または中央預託機構における売買が認められるときは、端株を形成している権利に対応する当該証券の売却は、総会がこれと異なる決定をしない限り、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の方法に従い、実行される。》

② 資本証券の名義額の引上による資本増加は、前項所定の場合を除き、株主全員一致の同意をもってのみ決定されることができる。

(資本増加の前提要件)

- L. 225-131条 ① 資本は、金銭において払い込まれるべきすべての新株発行前に、完全に払い込まれなければならない(2004年 6 月24日オルドナンス第2004-604号第51条IVにより削除)《これを欠くときは、その行為は無効とする》。
- ② 加えて、(2009年1月22日オルドナンス第2009-80号第11-II条。2009年4月1日より施行)《公募により、》L. 225-12条ないしL. 225-16条に従い、会社の設立後少なくとも2年内に実行された資本増加は、L. 225-8条ないしL. 225-10条所定の要件の下において、資産および負債、ならびに合意された特別利益があるときは当該利益に関する検査手続が行われなければならない。

(以上, 1966年7月24日法律第66-537号第182条の規定)

③ (2019年10月21日オルドナンス第2019-1067号第2条)《前項の規定は、通貨金融法典 L. 411-2条第1号もしくは第2号または同法典 L. 411-2-1条所定の公募に対しては適用されない。》

108(1396) 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

(引受が資本増加の総額に達しない場合)

L. 225-134条 I. - 削減不能の引受および場合により削減可能の引受が、資本増加の総額に達しなかったときは、

翻

(2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第9条)《1号 資本増加の総額は、総会の反対の決定がないかぎり、引受の総額に限定されることができる。いずれの場合においても、資本増加の総額は、決定された増加額の4分の3を下ることができない。》

訳

2号 未引受の株式は、総会がこれと異なる決定をしない限り、その全部または一部が自由に割り当てられることができる。

3号 未引受の株式は、総会がその可能性を明示的に認めたときは、その全部または一部が公募されることができる。(2019年10月21日オルドナンス第2019-1067号第2条)《当該公募は、通貨金融法典 L. 411-2条第1号もしくは第2号または同法典 L. 411-2-1条所定の公募を要求されない。》

Ⅱ. - 取締役会または業務執行役会は、自らが決定した順位により、上記所定の選択権またはそのうちの一部のみを行使することができる。資本増加は、当該選択権の行使の後、受領された引受の総額が資本増加の総額に、または本条 I 第 1 号所定の場合においては当該増加額の 4 分の 3 に達しないときは、実現されない。

Ⅲ. - しかしながら、取締役会または業務執行役会は、すべての場合においてかつ強制的に、未引受の株式が資本増加額の3パーセント未満を表章するときは、当該資本増加を達成された額に限定することができる。これに反するすべての決議は、記載がないものとみなされる。

(以上, 1966年7月24日法律第66-537号第185条の規定)

(引受優先権の排除)

L. 225-135条 (2011年 5 月17日法律第2011-525号第61条) ① 資本 増加を決定しまたは授権する総会は、当該総会がすべての方法を定める場合であれ、その権利または権限を L. 225-129-1 条または L. 225-129-2 条所定の要件の下において委ねる場合であれ、資本増加の総額につき、または当該増加の一部分または複数の部分につき、L. 225-136条ないし L. 225-138-1条 (2020年 9 月16日 オルドナンス第2020-1142号第 3 条。2021年 1 月 1 日より施行)《および L. 22-10-52条》所定の方法に従い、引受優先権を排除することができる。

- ② 総会は、取締役会または業務執行役会の報告について判定を行う。
- ③ 総会が資本増加の決定をするときは、当該総会が自らすべての方法を 定める場合であれ、その権利を L. 225-129-1 条に定める要件の下で授権す る場合であれ、当該総会は、(2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号 第3条により、2021年1月1日から削除)《L. 225-136条第1号第1項記 載の場合を除き、》(2019年5月22日法律第2019-486号第20条 I 第9号) 《会計監査役が存在する場合は》当該監査役の報告についても判定を行う。
- ④ 権利または権限の授権が行われるときは、取締役会または業務執行役会ならびに(2019年5月22日法律第2019-486号第20条 I 第6号)《会計監査役が存在する場合は》当該監査役は、直後の通常総会に提出される行為の最終的な状況に関する報告を各自作成する。取締役会または業務執行役会の報告は、1,225-129-5条所定の義務を充足することを要する。
- ⑤ 本項は、2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条により、 2021年1月1日から削除された。
- ⑥ コンセイユ・デタの議を経たデクレは、本条所定の報告が作成される 要件を定める。

110(1398) 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

⁽²⁾ compétence

⁽³⁾ autoriser

(取締役会または業務執行役会の報告)

R. 225-114条 ① L. 225-135条所定の取締役会または業務執行役会の報告は、提案される資本増加の最大額およびその理由、ならびに引受優先権の排除に関する提案理由を記載するものとする。

② 当該報告は、これに加えて次の事項を記載する。

1号 (2020年12月29日デクレ第2020-1742号第5条。2021年1月1日より施行)《L. 225-136条および L. 22-10-52条》ならびに L. 225-138条 II 所定の場合において、新規の資本証券または資本に対する権利を付与する新規の有価証券の売出方法、およびその理由とともに、発行価格または発行価格の決定方法。

2号 L. 225-138条 I 所定の場合において、新規の資本証券もしくは資本に対する権利を付与する新規の有価証券の割当を受ける者の名前または当事者の範疇の特徴、ならびに、各人もしくは当事者の範疇に対して割り当てられる証券の数または当該証券の割当の方法。

③ 会計監査役は、R. 225-115条第2項(2020年12月29日デクレ第2020-1742号第5条。2021年1月1日より施行)《および、必要な場合はR. 22-10-31条第2項》所定の方法に従い、前項第1号所定の場合には、自己の意見を記載する。

(以上, 1967年3月23日デクレ第67-236号第155条の規定)

(公募または募集による資本証券の発行)

L. 225-136条 (2009年1月22日オルドナンス第2009-80号第11-Ⅲ条。2009年4月1日施行) ①《公募による(2019年10月21日オルドナンス第2019-1067号第2条により削除)《または通貨金融法典 L. 411-2条Ⅲ所定の募集による》引受優先権を伴わない資本証券の発行は、次の条件に服するものとする。

2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号による改正前の第1号は、 同オルドナンス第3条により削除された。

(2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条。2021年1月1日施行)《1号 発行価格または当該価格決定の条件は、取締役会もしくは業務執行役会の報告に基づき、かつ、当該会社の会計監査役の特別報告または当該監査役が選任されていない場合はL.225-228条およびL.22-10-66条所定の方法に従いこの目的のため選任された会計監査役の特別報告に基づいて、非常総会により、決定される。

法と政治 72巻4号 (2022年2月) 111(1399)

訳

(以上, 1966年7月24日法律第66-537号第186-1条の規定)

《2号》(2009年1月22日オルドナンス第2009-80号第11条Ⅲ。2009年4月1日施行)《通貨金融法典 L. 411-2条 (2019年10月21日オルドナンス第2019-1067号第2条)《1》所定の募集によりなされる資本証券の発行は、

1年につき会社資本の20パーセントまでに制限される。》

② (2019年10月21日オルドナンス第2019-1067号第2条)《本条の規定は、

通貨金融法典 L. 411-2条第2号および同法典 L. 411-2-1条所定の公募には適用されない。》

(取締役会または業務執行役会の補完的な報告)

R. 225-116条 ① 総会がその権利または権限を,L. 225-129-1条,L. 225-129-2条(2020年12月29日デクレ第2020-1742号第5条。2021年1月1日より施行)《,L. 225-136条および L. 22-10-52条》または L. 225-138条 I および II 所定の要件の下において授権したときは,取締役会または業務執行役会は,その授権の実行がされたときに,当該総会により付与された当該授権に従い設定される行為の最終的な条件を記載する補完的な報告を作成する。当該報告は,これに加えて,(2020年12月29日 デクレ第2020-1742号第5条。2021年1月1日より施行)《R. 225-115条および R. 22-10-31条》所定の情報を含むものとする。

- ② 会計監査役は、とりわけ、総会により付与された授権に関係する行為の態様 (6) (6) と総会に対し提示された情報との適合性について検査を行う。会計監査役はまた、発行価格の算定要素の選択、その確定総額について、ならびに、資本証券または R. 225-115条第 2 項で定義される資本に対する権利を付与する有価証券の所持人の状況に対する当該発行の効果について、自己の意見を提示する。
- ③ 補完的な当該報告は、その会社住所において、取締役または業務執行役会の開催の日から最大15日内においてただちに株主の閲覧に供され、かつ直近の総会において株主に通知される。

(以上, 1967年3月23日デクレ第67-236号第155-2条の規定)

(資本増加の決定の留保)

L. 225-138条 (2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第13条)

(5) compétence

⁽⁴⁾ pouvoir

⁽⁶⁾ indication

¹¹²⁽¹⁴⁰⁰⁾ 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

翻

訳

I.一① 資本増加を決定する非常総会は、名指しで指定された1人もしくは複数人の者に対し、または特定の内容に対応する者の1つもしくは複数の範疇の者に対し、当該増加を割り当てることができる。この目的のため、当該総会は、引受優先権を排除することができる。当該措置により利益受ける名指しで指定された者は、議決に加わることができない。要求される定足数および多数決は、それらの者が保有する株式を控除した後に算定される。(2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条。2021年1月1日施行)《L. 225-147条および L. 22-10-53条》所定の手続は、適用されない。

② 非常総会が定める特徴に対応する者の1つまたは複数の範疇の者のために、当該総会が引受優先権を排除するときは、当該総会は、取締役会または業務執行役会に対し、これらの範疇の者のなかの受益者の一覧表および L. 225-129-2 条第1項所定の上限の範囲において、各受益者に対し付与する証券の数を決定する処理を授権することができる。当該授権が実行されるときは、取締役会または業務執行役会は、直後の通常総会に対し、(2019年5月22日法律第2019-486号第20条 I 第11号)《会計監査役が存在するときは》当該監査役により証明され、かつ当該行為の最終的な状況を記載した、補完的な報告を作成する。

II. -発行価格または当該価格決定の条件は、取締役会もしくは業務執行役会の報告および(2019年5月22日法律第2019-486号第20条 I 第10号) 《当該会社の》会計監査役(2019年5月22日法律第2019-486号第20条 I 第10号) 《, または、当該監査役が選任されていない場合には(2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条。2021年1月1日施行)《L. 225-228条および L. 22-10-66条》所定の方法に従いこの目的のため選任された会

⁽⁷⁾ soin

計監査役》の特別報告に基づき、非常総会により、定められる。

Ⅲ. - 当該発行は、これを決定しまたは L. 225-129条所定の授権を議決した総会の日から起算して18ヶ月の期間内に実行されなければならない。

(以上, 1966年7月24日法律第66-537号第186-3条の規定)

(取締役会または業務執行役会の補完的な報告)

R. 225-116条

前述 L. 225-136条の参照条文

(引受および払込の確認)

- L. 225-146条 ① 引受および払込は、引受証の提示にもとづき、資金の寄託の時に作成される受寄者による保管証明書により確認される。
- ② 数額が確定しかつ譲渡可能な会社に対する債権との相殺による株式払込は、公証人、または(2019年 5 月22日法律第2019-486号第20条 I 第10号) 《当該会社の》会計監査役、(2019年 5 月22日法律第2019-486号第20条 I 第10号) 《もしくは当該監査役が選任されていないときは、》(2020年 9 月16日オルドナンス第2020-1142号第 3 条。2021年 1 月 1 日施行) 《L. 225-228条および L. 22-10-66条》(2019年 5 月22日法律第2019-486号第20条 I 第10号) 《所定の方法に従いこの目的のために選任された会計監査役の》証明書により確認される。当該証明書は、受寄者の証明書の代わりとなる。

(以上,1966年7月24日法律第66-537号第192条の規定)

(現物出資による資本増加)

L. 225-147条 ① 現物出資または特別利益の約定のある場合において、1 名または 2 名以上の出資検査役が(2012年 3 月22日法律第2012-387号第7条Ⅲ)《株主の全員一致,またはこれがないときは》裁判所の決定により選任される。当該検査役は、(2016年12月 9 日法律第2016-1691号第142条第7号)《L. 225-8条,L. 225-101条,L. 225-131条,L. 228-15条および114(1402) 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

L. 228-39条所定の職務を遂行するために選任される可能性を妨げることなく、L. 822-11-3》条所定の兼職禁止に服する。

翻

② 当該検査役は、自己の責任において、現物出資の価格および特別利益を評価する。(2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第19条)《コンセイユ・デタの議を経たデクレは、その報告の主要事項、延長されるべき期間および株主の措置に委ねられる要件を定める。》L. 225-10条の規定は、非常総会に適用される。

訳

- ③ 総会が出資の評価および特別利益の付与を承認するときは、総会は資本増加の実行を認証する。
- ④ 総会が現物出資の評価および特別利益の対価を削減するときは、現物 出資者・特別利益受益者またはこの目的のため適法に授権されたその受任 者による明示的同意が要求される。これを欠くときは、資本増加は実現さ れない。
- ⑤ (2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第19条)《現物出資の対価として発行される資本証券は、その発行のときに即時全額払い込まれる。》
- ⑥ 最終項は、2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条により、 2021年1月1日から削除された。

(以上, 1966年7月24日法律第66-537号第193条の規定)

(現物出資における出資検査役の選任)

- R. 225-136条 ① 現物出資または特別利益の約定のある場合においては、出資検査役が、(2020年12月29日デクレ第2020-1742号第5条。2021年1月1日より施行)《R. 22-10-7条》所定の要件の下で選任され、かつその職務を遂行する。(2020年12月29日デクレ第2020-1742号第5条。2021年1月1日より施行)《R. 22-10-8条》の規定は、現物出資の場合に適用される。
- ② 特定の株主のために優先株を発行する場合において, L. 228-15条所定の出資検査役は, (2020年12月29日デクレ第2020-1742号第5条。2021年1月1日より施行)《R. 22-10-7条》第2項および第3項所定の要件の下で選任され, かつそ

法と政治 72巻4号 (2022年2月) 115(1403)

の職務を遂行する。

- ③ L. 228-15条の適用をもたらす特別利益の約定または優先株の発行の場合において、報告は、特別利益または優先株に付着した特別の権利を記述しかつ評価する。必要に応じ、当該報告は、これら特別の権利ごとに、どのような評価方法が採用されたかおよび当該方法が採用された理由を記述し、ならびに当該特別の権利の価値が場合によっては発行プレミアムが付加されて発行されたときの優先株の少なくとも名義額に相当することを証明する。
- ④ 出資検査役の当該報告は、(2020年12月29日デクレ第2020-1742号第5条。2021年1月1日より施行)《L.22-10-53条》に従う授権の場合において、非常総会の会日または取締役会もしくは業務執行役会の日の8日以上前に、会社住所において株主の閲覧に供せられる。この場合において、当該報告は直後の総会において株主に報知される。
- ⑤ L. 228-15条の適用をもたらす優先株の発行の場合において、全株主が出資 検査役の選任前に書面により同意したときは、当該期間は削減されることができ る。

(以上,1967年3月23日デクレ第67-236号第169条の規定)

(現物出資による資本増加)

- L. 225-147-1条(2012年3月22日法律第2012-387号第8条Ⅱ) I. 現物出資が次のものから構成されるときは、取締役会または業務執行役会の決定により、(2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条。2021年1月1日施行)《L. 225-147条およびL. 22-10-53条は適用されない。》
- 1号 L. 228-1条所定の資本に対する権利を付与する有価証券,または出資が有効に実行された日付の前3ヶ月の期間経過内に,その通貨市場商品が1つ以上の規制市場において取引された加重平均価格により評価されていた場合において,ヨーロッパ理事会85/611/CEE 指令および93/6/CEE 指令ならびにヨーロッパ議会およびヨーロッパ理事会2000/12/CE 指令を修正し,かつヨーロッパ理事会93/22/CE 指令を廃止する,金融商品市場に関する2004年4月21日ヨーロッパ議会およびヨーロッパ理事会2004/39/CE 指令4条の意味における,当該通貨市場商品;
- 2号 出資が有効に実行された日付の前6ヶ月内に,当該項目がL. 116(1404) 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

翻

Ⅱ. - 現物出資は、次の場合、取締役会または業務執行役会の提案によりかつその責任において、L. 225-147条第1項第2項所定の要件の下で、再評価の対象となる。

訳

1号 本条 I 第 1 号所定の場合において、出資が有効に実行された日付における資産項目の価格を著しく変更しうる特別の事情により、当該価格が影響を受けた場合。

2号 本条 I 第 2 号所定の場合において、新しい事情が出資が有効に実行された日付における資産項目の正当な価格を著しく変更した場合。このような再評価がなされない場合には、資本を増加する決定日付において資本の 5 パーセント以上を表章する 1 人もしくは 2 人以上の株主または(2020年 9 月16日 オルドナンス第2020-1142号第 3 条。2021年 1 月 1 日施行)《L. 22-10-44》条所定の要件に相当する 1 つの株主団体は、L. 225-147条第 1 項第 2 項所定の要件の下で、出資検査役による評価を請求する権利を有する。

(出資検査役の選任を請求しない旨の決定および出資の記述・評価に関する書類) R. 225-136-1条 (2014年9月18日デクレ第2014-1063号第15条) L. 225-147-1条 I の適用について、出資検査役の選任を請求しない旨の取締役会もしくは業務執行役会の決定、ならびに、新規のいかなる事情も当該評価に変更をもたらさないことを明確にする証明を伴った、出資の記述および評価に関するすべての書類が、その会社住所の宛先および当該住所が位置する管轄内の商事裁判所の書記課において、特別総会の日または(2020年12月29日デクレ第2020-1742号第5条。2021年1月1日より施行)《L. 22-10-53条》に従う授権の場合には取締役会もしくは業務執行役会の会議の日の8日以上前に、株主の閲覧に供される。その場合には、当該書類は、直近の総会において株主に報知される。

(公開交換のための資本増加手続・会計監査役の意見表明)

L. 225-148条 (2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条により、2021年1月1日から廃止) ① 株式が規制市場における取引を認められた会社が、その株式がヨーロッパ経済地域に関する協定の当事国または経済協力開発機構の構成国の規制市場における取引が認められている(2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第51条四)《会社の証券についての公開交換》において提供された証券への対価を支払うために、資本の増加手続を行う場合には、L. 225-147条の規定は適用されない。

② 資本増加は、(2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第51条VIII) 《L. 225-129条ないしL. 225-129-6条》所定の要件の下で生じる。ただし、 会計監査役は、発行の実現の際に配布される目論見書ならびに当該発行に 続く直後の通常総会に提出されるその報告において、当該発行の状況およ び結果についての自己の意見を表明しなければならない。

(以上, 1966年7月24日法律第66-537号第193-1条の規定)

(有価証券に付着した権利の行使により生じる資本増加)

L. 225-149条 (2004年 6 月24日オルドナンス第2004-604号第20条) ① 資本に対する権利を付与する有価証券に付着した権利の行使により生じる資本増加は、L. 225-142条、L. 225-144条第 2 項および L. 225-146条所定の手続に服さない。L. 225-149-2 条を適用して発行された有価証券の名義人が整数株を請求する権利を有しないときは、端株を形成している部分は、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の計算方法に従い、金銭での支払の対象となる。

② 資本増加は、権利の行使および必要あるときは対応する払込の事実のみで、確定的に実現される。

⁽⁸⁾ nombre entier

¹¹⁸⁽¹⁴⁰⁶⁾ 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

訳

- ③ 現会計年度中のいつでもかつ遅くとも当該会計年度の閉鎖後の最初の会議のときまでに、取締役会または業務執行役会は、経過した会計年度中の権利の名義人のために創設された株式の数および名義額を確認し、かつ会社資本の額およびこれを構成する証券の数に関する定款条項に必要な変更をもたらす。
- ④ 業務執行役会の会長(2019年7月19日法律第2019-744号第21条)《または構成員、執行役員または担当執行役員》は、業務執行役会または取締役会の授権において、会計年度中いつでも、かつ最大限コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の範囲内において、当該行為の手続を行うことができる。

(業務執行役会長または執行役員のなしうる行為)

R. 225-132条 業務取締役会長または執行役員は、会計年度閉鎖に続く月のうちに、L. 225-149条最終項および L. 228-12条(2015年 5 月18日デクレ第2015-545号第20条。2015年 6 月 1 日より施行)《 I 》最終項所定の行為の手続を行うことができる。

(以上,1967年3月23日デクレ第67-236号第165条第3項の規定)

(報告および手続の履行命令)

- L. 225-149-3条 (2012年3月22日法律第2012-387号第20条) ① L. 225-129-2条, L. 225-131条第2項, L. 225-136条 (2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条。2021年1月1日より施行)《第1号》, L. 225-138条, L. 225-142条およびL. 225-143条, L. 225-138条, L. 225-142条およびL. 225-144条最終項, L. 225-145条ないしL. 225-147条, (2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条により、2021年1月1日から削除)《L. 225-148条第2項,》L. 225-149条第3項ならびにL. 225-149-2条所定の報告および手続は、L. 238-1条およびL. 238-6条に定義される方法に従った履行命令に根拠を与えることができる。
- ② L 225-129条第1項およびL 225-129-1条第1項, L 225-129-2条第 法と政治 72巻4号 (2022年2月) 119(1407)

1項および第2項, L. 225-129-6条第1項, L. 225-130条第1項第1文および第2文, L. 225-131条第1項, (2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条。2021年1月1日より施行)《ならびに L. 225-132条第2項》に違反してなされた決定は, 無効とする。

- ③ L. 233-32条に違反してなされた決定,ならびに本条第2項で規定した 条項以外の本款本項の条項に違反してなされた決定は,取消にされること ができる。
- ④ L 225-127条およびL 225-128条, L 225-132条第1項およびL 225-135条第1項, (2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条。2021年1月1日より施行)《ならびにL. 225-140条》は、本条に服さない。

第2項 従業員による株式の引受および買付(2004年6月24日 オルドナンス第2004-604号第51条IX)

第1目 株式の引受または買付に関する選択権

(従業員の株式引受選択権)

L. 225-177条 ① 非常総会は、取締役会または場合により業務執行役会の報告および(2019年5月22日法律第2019-486号第20条 I 第5号)≪会計監査役が存在する場合には≫当該監査役の特別報告に基づき、当該会社の有給の従業員またはそのうちの一定の者のために株式引受選択権を付与することを取締役会または業務執行役会に授権することができる。非常総会は、この授権が取締役会または業務執行役会によって行使されることができる期間を定め、この期間は(2001年5月15日法律第2001-420号)≪38ヶ月≫を超えることができない。(2001年5月15日法律第2001-420号)

⁽⁹⁾ 旧規定は, 5年であった。

¹²⁰⁽¹⁴⁰⁸⁾ 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

≪ただし、新たな経済の規制(régulations)に関する2001年 5 月15日法律 第2001-420号の公布日 [5 月16日官報] 以前の授権は、その期限までは有 効である。≫

翻

② 取締役会または業務執行役会は選択権が付与される条件を定める。この条件には、株式の全部または一部の即時の転売を禁止する条項を含むことができるものの、ただし当該証券の保有について課される期間は選択権の行使の日から3年を超えることができない。

訳

- ③ 選択権は、会社の資本が全額払込済でなかったとしても付与されまたは行使されることができる。
- ④ 引受価格は、(2019年5月22日法律第2019-486号第20条 I 第 2 号) ≪当該会社の、≫ (同) ≪または会計監査役が選任されていない場合には (2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条。2021年1月1日より施行) ≪L. 225-228条または L. 22-10-66条≫所定の方法に従ってこの目的で選任された≫会計監査役の、報告に基づき非常総会により決定された方法に従って、取締役会または業務執行役会により選択権が付与される日に決定される。(2001年5月15日法律第2001-420号) ≪会社の株式が規制市場上での取引が認められていないとき、引受価格は、会計上の純資産状態、企業活動の収益性および予測を考慮しつつ、それぞれの場合に適した加重計算法に従い、株式の評価に関して採られている公正な方法で決定される。必要に応じてこれらの基準は連結ベースで評価され、そうでなければ重要な子会社から生ずる財務上の要素を考慮して評価される。これらに該当するものがないときは、引受価格は、最新の貸借対照表にもとづき計算され、再評価される正味積極財産の総額を既存証券の数で除することで決定され

⁽¹⁰⁾ なお,鳥山恭一「NRE―新たな経済の制御に関する2001年5月15日の法律第2001-420 号(立法紹介)」日仏法学23号261頁以下(2004年)では,「制御」との訳語が用いられている。

- る。》(2006年12月30日法律第2006-1770号62条VIにより削除)《デクレは、 引受価格の計算に関する条件を定める。》 会社の株式が規制市場上での 取引が認められており、引受価格が、当該期日に先立ち相場が成立した20 日間の上場株式時価の平均の80%を下回ることができないものとし、いか なる選択権も、配当または資本の増加に関する権利を与える券を株式から 分離した後取引所立会成立日20日以内には付与されることができない。
- ⑤ (2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条により,2021年1月1日から廃止。)(2001年5月15日法律第2001-420号) ≪規制市場上での取引を(2019年7月19日法律第2019-744号第22条) ≪その株式が≫認められている会社において,選択権は次の期間付与されることができない:(2019年7月19日法律第2019-744号第22条) ≪1号 年次および中間連結計算書類またはそれがなければ年次および半期計算書類が公衆に供せられた日に先立つ取引所立会成立日10日間ならびに公開日;
- 2号 (2019年7月19日法律第2019-744号第22条) 《市場の濫用(市場の濫用に関する規則)に関し、かつ欧州議会及び理事会2003/6/CE号指令、欧州委員会2003/124/CE指令,2003/125/CE指令及び2004/72/CE指令を廃止する2014年4月16日欧州議会及び理事会596/2014号(UE)規則第7条の意味で与えられる》情報を当該会社の会社機関が認識した日から(2019年7月19日法律第2019-744号第22条)《この情報が公衆に供せられた》日を含む期間。
- ⑥ ≪規制市場上での取引の認められていない証券の引受選択権は、この 選択権を割り当てる会社の従業員または L. 225-180条第 1 号所定の会社の 従業員に対してのみ付与されることができる。≫

(株式数の調整)

R. 225-138条 2020年12月29日デクレ第2020-1742号第5条により、2021年1月 1日から廃止。

122(1410) 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

(同上)

R. 225-140条 (2020年12月29日 デクレ第2020-1742号第5条。2021年1月1日 より施行) ≪R. 22-10-37条≫,R. 225-139条およびR. 228-91条所定のすべての場合において、引受または買付の価格の総額が一定となるように、選択権の対象となる株式の数の調整手続が行われる。ただし、調整された株式数は整数となるまで切り上げられる。

(以上, 1967年3月23日デクレ第67-236号第174-13条の規定)

訳

翻

(未行使の選択権の上限総額)

R. 225-143条 R. 225-137条ないし R. 225-142条(2020年12月29日デクレ第2020-1742号第 5 条。2021年 1 月 1 日より施行)≪および R. 22-10-37条≫所定の調整の結果にかかわらず,付与された未行使の選択権の総額は,会社資本の 3 分の 1 を超える株式数を引き受ける権利を与えることができない。

(以上, 1967年3月23日デクレ第67-236号第174-17条の規定)

(株式引受権行使による増資手続)

R. 225-145条 ① 株式引受選択権の行使により必要となる会社資本の増加は、R. 225-120条所定の通知書および R. 225-124条所定の告知書の公告も、また R. 225-128条第6号および第7号所定の記載事項が引受申込証に記載されることもなく、実行される。R. 225-129条ないし R. 225-135条(2020年12月29日デクレ第2020-1742号第5条。2021年1月1日より施行) ≪、R. 22-10-35条および R. 22-10-36条》は、適用されえない。

② L. 225-178条の適用により生じる定款の変更は、R. 210-9条所定の条件において1月の期間内に公示される。同一の期間内に、定款の変更は商事裁判所書記課に申告され、かつ R. 123-99条に従い公示される。

(以上、1967年3月23日デクレ第67-236号第174-21条の規定)

(従業員の株式買付選択権)

L. 225-179条 ① 非常総会は、当該会社の有給の従業員またはそのうちの一定の者のために、選択権の付与に先立ち L. 225-208条または(2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条。2021年1月1日より施行) 《L. 22-10-62条》所定の条件に基づき会社自体により行われた買戻しより生ずる株式買付選択権を与えることを取締役会または場合により業務執行役会に授権することもできる。(2001年5月15日法律第2001-420号)《非常総会は、この授権が取締役会または業務執行役会により行使されること

法と政治 72巻4号 (2022年2月) 123(1411)

ができる期間を定め、この期間は、38ヶ月を超えることができない。ただし、新たな経済の制御に関する2001年5月15日法律第2001-420号の公布日 [5月16日官報]以前の授権は、その期限まで有効である。≫

② この場合には、(2001年5月15日法律第2001-420号) L. 225-177条《第2項および第4項(2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条により、2021年1月1日から削除) 《ないし第7項》》(2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条。2021年1月1日より施行)《およびL. 22-10-56条》の規定が適用されうる。加えて、当該選択権が付与される日の株式の価格は、L. 225-208条および(2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条。2021年1月1日より施行)《L. 22-10-62条》の名目で会社により保有される株式の平均買付価格の80%を下回ることができない。

(以上, 1966年7月24日法律第66-537号第208-3条の規定)

③ (2001年5月15日法律第2001-420号) ≪規制市場上での取引の認められていない証券の買付選択権は、当該選択権を割り当てる会社の従業員または L. 225-180条第1号所定の会社の従業員に対してのみ承認されることができる。≫

(株式引受選択権の承認期間および割当)

- L. 225-185条 ① 株式引受選択権は、従業員とともに会社の設立に参加する自然人たる会社受任者に対して、会社の登記の日から起算して2年間付与されることができる。
- ② かかる選択権はまた、会社の設立を確保するために議決権の過半数を従業員とともに取得する当該会社の自然人たる会社受任者に対して、買戻しのときから起算して2年間付与されることができる。

旧第3項は、2001年5月15日法律第2001-420号により廃止された。

124(1412) 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

翻

訳

- ④ (2001年5月15日法律第2001-420号) 《株式発行会社の取締役会長、執行役員、担当執行役員、業務執行役会構成員または業務執行者は、L. 225-177条ないしL. 225-184条 (2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条。2021年1月1日より施行) 《およびL. 22-10-58条》所定の条件のもとで、当該会社により、株式の引受または買付に関する選択権を割り当てられる。(2006年12月30日法律第2006-1770号第62条I) 《ただし、これらの規定にかかわらず、取締役会または場合により業務監査役会は、当該選択権は当該利害関係人によりあるいはその職務の終任前に行使されることができないと決定するか、あるいはその職務の終任まで記名式で保持する義務を負う選択権の行使の結果生ずる株式の数を定める。これに関連する情報は、(2019年11月27日オルドナンス第2019-1234号第1条) 《、場合より、L. 225-37条最終項、L. 225-68条最終項または L. 226-10-1条》所定の報告において公開される。》
- ⑤ ≪当該会社の株式が規制市場上での取引を認められているという留保の下で、当該利害関係人はまた、L. 225-180条所定の条件にもとづき結合されている会社の株式の引受または買付の選択権を(2006年12月30日法律第2006-1770号第62条Ⅰ)≪同一の条件の下に≫割り当てられる。≫

(以上, 1966年7月24日法律第66-537号第208-8-1条の規定) 旧第6項は, 2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条により 2021年1月1日から廃止。

(投資証書等への適用)

L. 225-186条 (2001年5月15日法律第2001-420号) L. 225-177条ないしL. 法と政治 72巻4号 (2022年2月) 125(1413)

225-185条(2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条。2021年1月1日より施行)≪L. 22-10-56条および L. 22-10-57条≫は、投資証書、投資組合証書および社員組合証書に適用される。

(引受または買付選択権を割り当てる条件)

L. 225-186-1条 2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条により2021年1月1日から廃止。

(株式の無償割当の授権)

L. 225-197-1条 (2006年12月30日法律第2006-1770号第39条 I) ≪ I − ① 非常総会は、取締役会報告または場合により業務執行役会報告および (2019年5月22日法律第2019-486号第20条 I 第13号) ≪当該会社の、≫ (同) ≪または会計監査役が選任されていない場合には (2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条。2021年1月1日より施行) ≪L. 225-228条または L. 22-10-66条≫所定の方法に従ってこの目的で選任された≫会計監査役の、特別報告に基づき、会社の有給の従業員またはそのうちの一定の範疇の者のために、既存の株式の無償割当を行い、または新株を発行する

ことを、取締役会または業務執行役会に授権することができる。

② 《非常総会は、第1項で定められている条件の下で割り当てられることができる会社資本に対する最大割合を定める。無償で割り当てられる株式の総数は、取締役会または業務執行役会による当該割当の決定日における会社資本の10%を超えることができない。(2015年8月6日法律第2015-990号第135条IV第1号により削除)(2014年3月29日法律第2014-384号第9条第1号)《株式の無償割当が当該会社の有給の従業員全体の利益となるときは、この割合は最大30%とされる。各従業員に配分される株式数の差は、1対5の比率を超えることができない。》(2019年5月22日法律第126(1414)法と政治72巻4号(2022年2月)

訳

2019-486号第163条)≪本条Ⅰ第6項所定の取得期間の満了時に確定的に 割り当てられなかった株式,ならびにもはや第7項所定の保有義務に服さ ない株式は、この割合に算入されない。≫ (2020年9月16日オルドナンス 第2020-1142号第3条により、2021年1月1日から削除)《《規制市場上 または多国間取引システムでの取引を》(2019年7月19日法律第2019-744 号第23条)≪その株式が認められておらず、かつ≫会社の事業年度終結 時において、零細および中小企業の定義に関する2003年5月6日欧州委員 会勧告 EC2003/361号附則 2 条所定の中小企業と定義される範囲を超えな い(2012年3月22日法律第2012-387号第14条)≪会社において≫,定款は (2014年 3 月29日法律第2014-384号第 9 条第 2 号)≪もっぱら会社の有給 の従業員の一定の範疇に対してのみ株式の無償割当がなされる場合に は、≫より高い割合を定めることができるものの、取締役会または業務執 行役会による株式の割当の決定日における会社資本の15%を超えることが できない。≫。 (2015年8月6日法律第2015-990号第135条IV第1号により 削除) (2014年 3 月29日法律第2014-384号第 9 条第 3 号) ≪株式の無償割 当が当該会社の有給の従業員全体の利益となるときは、この割合は最大30 %とされる。各従業員に配分される株式数の差は, 1 対 5 の比率を超える ことができない。(2019年5月22日法律第2019-486号第163条)≪本条Ⅰ 第6項所定の取得期間の満了時に確定的に割り当てられなかった株式、な らびにもはや第7項所定の保有義務に服さない株式は,この割合に算入さ れない。≫

③ (2015年8月6日法律第2015-990号第135条IV第2号および第3号) ≪第2項所定の割合は、株式の無償割当が当該会社の有給の従業員全体の 利益となるときは、最大30%とされる。10%または15%の割合を超えると きは、各従業員に配分される株式数の差は、1対5の比率を超えることが できない。≫

法と政治 72巻4号 (2022年2月) 127(1415)

- ④ ≪非常総会はまた,≫ (2006年12月30日法律第2006-1770号第39条 I) ≪この授権が取締役会または業務執行役会により行使されうる期間をも定める。この期間は38ヶ月を超えることができない。
- ⑤ 割当が発行すべき株式により行われるときは、非常総会により与えられる授権は、無償で割り当てられる株式の受益者の利益のために、株主自らの優先的引受権の放棄を当然にもたらす。対応する資本の増加は、受益者に対する株式の確定的な割当という事実のみにより、確定的に行われる。
- ⑥ 受益者への株式の割当は、取得期間の最終日に確定され、(2015年8月6日法律第2015-990号第135条IV第4号) ≪1年≫を下回ることができない当該最短取得期間は、非常総会により決定される。ただし、社会保障法典L.341-4条所定の第2種または第3種の等級に対応する受益者の廃失の場合には、総会は、取得期間の最終日以前に、株式の確定的な割当を定めることができる。
- ⑦ ≪非常総会はまた、受益者による株式の保有義務に関する最短期間を (2015年8月6日法律第2015-990号第135条IV第5号) ≪も定めることができる≫。この期間は株式の確定的な割当日から起算される (2015年8月6日法律第2015-990号第135条IV第5号) ≪が、2年を下回ることができない≫。ただし、当該株式は、社会保障法典の上記範疇の等級に対応する 受益者の廃失の場合には、自由に譲渡することができる。≫
- ⑧ (2015年8月6日法律第2015-990号第135条IV第6号) ≪取得および 保有期間の合計期間は、2年を下回ることができない。≫
- ⑨ (2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条により、2021年1月1日から廃止) (2006年12月30日法律第2006-1770号第39-1条)
 ≪(2019年7月19日法律第2019-744号第23条) ≪その株式が≫規制市場上での取引を認められていない会社においては、保有義務期間経過後、次の場合、当該株式は譲渡することができない:≫

128(1416) 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

訳

付けられている中間財務報告または年末報告に先立つ暦日30日の期間; ≪2号 取締役会または業務監査役会構成員,業務執行役会構成員または 執行役員または担当執行役員の職務を執行する者,および公開されていな いものの,(2019年7月19日法律第2019-744号第22条)≪市場の濫用(市 場の濫用に関する規則)に関し,かつ欧州議会及び理事会2003/6/CE号 指令,欧州委員会2003/124/CE指令,2003/125/CE指令及び2004/72/ CE指令を廃止する2014年4月16日欧州議会及び理事会596/2014号(UE)

(2019年7月19日法律第2019-744号第23条) ≪1号 発行者が公開を義務

⑩ ≪取締役会または場合により業務執行役会は、第1項所定の株式の割当に関する受益者の同一性を決定する。取締役会または業務執行役会は、株式の割当の条件および必要があればその基準を決定する。≫

規則第7条の意味で与えられる情報を知った従業員による場合》》

- Ⅱ ① 株式発行会社の取締役会長,執行役員,担当執行役員,業務執行役会構成員または業務執行者は,有給の従業員と同一の条件で,(2008年12月3日法律第2008-1258号第22条IV)≪かつ(2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条。2021年1月1日より施行)≪L.22-10-60条≫所定の条件を遵守して≫当該会社の株式を割り当てられる。
- ② これらの者はまた、関連会社の株式が規制市場上での取引が認められているならば、L. 225-197-2条所定の条件で、(2008年12月3日法律第2008-1258号第22条IV)≪かつ(2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条。2021年1月1日より施行)≪L. 22-10-60条≫所定の条件を遵守して、関連会社の株式をも割り当てられる。
- ③ 各々10%以上の会社資本を保有する従業員および会社受任者に対して、株式は割り当てられることができない。株式の無償割当は、従業員および会社受任者が各々10%以上の会社資本を保有するという効果をもたらすこともできない。

法と政治 72巻4号 (2022年2月) 129(1417)

- ④ (2006年12月30日法律第2006-1770号第62条Ⅱ) ≪前記の規定にかかわらず、株式発行会社の取締役会長、執行役員、担当執行役員、業務執行役会構成員または業務執行者に対して上述のように割り当てられる株式について、取締役会または場合により業務監査役会は、当該株式は当該利害関係人によりあるいはその職務の終任前には譲渡されることができないと決定するか、あるいはその職務の終任まで記名式で保持する義務を負う当該株式数を定める。これに関連する情報は、(2019年11月27日オルドナンス第2019-1234号第1条) ≪、場合より、L. 225-37条最終項、L. 225-68条最終項または L. 226-10-1条≫所定の報告において公開される。≫
- ⑤ 2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条により、2021年1月1日から廃止。

(2006年12月30日法律第2006-1770号第39条 I) ≪Ⅲ-① 本条 I 所定の取得期間または保有期間中に施行されている規則に従って実行された合併または分割行為から生ずる株式の差額清算のない交換の場合には、本条の規定、とくに上述の期間は、交換の期日以後の経過期間中、交換により与えられた引受権および株式に適用される。保有期間中に生じた施工中の規則に従って実行された株式の公開交換、分散または再編から生ずる交換についても同様である。

② 《積極財産が資本証券のみで構成され、もしくは当該会社または L. 225-197-2条の意味で当該会社に結合されている会社により発行される資本に到達しうる会社または共同投資基金への出資の場合、 I 所定の保有義務は、出資の期日までの残余期間中、出資の反対給付により与えられる株式または持分に適用される。》

(株式を割り当てる条件)

L. 225-197-6条 2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条によ 130(1418) 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

翻

第4項 資本の減少

(2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第51条IX)

訳

(資本減少の手続)

- L. 225-204条 ① 資本の減少は、非常総会により授権または決議され、この非常総会は、取締役会または場合により業務執行役会に対して、資本の減少を実施するためのすべての権限を委譲することができる。いかなる場合においても、資本の減少は株主の平等を害することができない。
- ② 当該行為に関して(2019年 5 月22日法律第2019-486号第20条 I 第 5 号)《会計監査役が存在する場合には》当該監査役により作成された報告は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた期間内に会社の株主に対して報知される。総会は、資本の減少の理由および条件に関する自己の意見を報告する会計監査役の報告にもとづき、決定を下す。
- ③ (2012年3月22日法律第2012-387号第17条Ⅱ第9号) ≪取締役会または場合により業務執行役会が総会の委譲にもとづき行為を行うとき、商業及び会社登記簿での公示に服する議事録を作製し、相関する定款の変更を行う。この公示義務の不遵守の場合には、当該手続の実行の決定は、取り消されることができる。≫

(以上, 1966年7月24日法律第66-537号第215条の規定)

(会計監査役の報告)

R. 225-150条 L. 225-204条または(2020年12月29日デクレ第2020-1742号第5条。2021年1月1日より施行)≪L. 22-10-62条≫の適用により、当該行為に関する決定を下すために必要な通常総会の開催前少なくとも15日前に、会社は、R. 225-88条およびR. 225-89条所定の条件の下に、当該行為に関する会計監査役の報告を株主に送付し、または株主の措置に委ねる。

法と政治 72巻4号 (2022年2月) 131(1419)

第5項 会社による自己株式の引受、買付または質権の設定

(2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第51条IX)

(自己株式の引受および買付)

- L. 225-206条 I-① 会社による自己株式の引受は、あるいは直接的であると、あるいは会社の計算で自己の名において行為をする者によるとを問わず、禁止される。
- ② 発起人,または資本の増加の場合においては取締役会構成員または場合により業務執行役会構成員は,L. 225-251条およびL. 225-256条第1項所定の条件に従い,第1項に違反して会社により引き受けられた株式の払込をしなければならない。
- ③ 会社の計算で自己の名において行為をする者により株式が引き受けられたときは、この者は、発起人、または場合により取締役会構成員または業務執行役会構成員と連帯して株式の払込をしなければならない。さらに、この者は、自己の計算で当該株式を引き受けたものとみなされる。
- Ⅱ ① 会社による自己株式の買付は、L. 225-207条ないしL. 225-217条 (2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条。2021年1月1日より施行)≪、L. 22-10-62条、L. 22-10-64条およびL. 22-10-65条≫所定の条件および方式の下で授権される。
- ② 会社の計算で行為をする者による株式の買付は、投資サービス業従事者または金融活動の現代化に関する1996年7月2日法律第96-597号第43条の条件の下に行動する規制市場の構成員を除き、禁止される。

(以上, 1966年7月24日法律第66-537号第217条の規定)

132(1420) 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

(買付消却の申込)

R. 225-153条 ① 会社が株式を消却しかつ適正な限度まで会社資本を減少するために自己株式の買付手続を行うことを決定したときは、会社はすべての株主に対して買付の申込をしなければならない。

翻

訳

- ② このために、買付の通知書が会社住所の県における法定公告受理資格のある (2020年 2 月10日デクレ第2020-106号第12条) **《媒体》**に、加えて (2020年12月29日デクレ第2020-1742号第 5 条により、2021年 1 月 1 日から削除) \ll (2009年 5 月 19日デクレ第2009-557号第 3 条XII) \ll 会社の株式が規制市場上での取引の認められている場合》または \gg すべての株式が記名式でない場合には、義務的法定公告官報にも掲載される。
- ③ しかしながら、会社のすべての株式が記名式である場合には、前項所定の掲載は、各株主に対して書留郵便をもってかつ会社の費用で送付される通知書をもって代えることができる。

(以上,1967年3月23日デクレ第67-236号第181条の規定)

(適用除外)

R. 225-157条 2020年12月29日デクレ第2020-1742号第5条により、2021年1月 1日から廃止。

(以上, 1967年3月23日デクレ第67-236号第184-1条の規定)

(従業員持株制度における自己株式の取得)

L. 225-208条 (2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条により、2021年1月1日から削除) (2019年7月19日法律第2019-744号第24条) ≪その株式が規制市場上または通貨および金融法典 L. 433-3条Ⅱの規定に服する多角的取引システム上での取引を認められていないとき、≫当該会社の株式の割当により、当該会社の成果にその従業員を参加させる会社、(2004年12月30日法律第2004-1484号第83条 I; 2019年7月19日法律第2019-744号第24条) ≪本法典 L. 225-197-1条ないし L. 225-197-3条所定の要件の下にその株式を割り当てる会社、≫および L. 225-177条以下所定の要件の下に当該会社の株式買付選択権を付与する会社は、この目的のために、当該会社の自己株式を買い付けることができる。取得の日から起算して1年の期間内に、当該株式は割り当てられ、または当該選択権は付与されなければならない。

法と政治 72巻4号 (2022年2月) 133(1421)

(会社による自己株式の買付の授権)

L. 225-209条 2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条により、 2021年1月1日から廃止。

(同上)

- L. 225-209-2 条 (2012年 3 月14日 法律第2012-354号第 6 条 I 第 1 号) (2020年 9 月16日オルドナンス第2020-1142号第 3 条により、2021年 1 月 1 日から削除) ① 《株式が規制市場上での取引、または(2016年12月 9 日法律第2016-1691号第42条 II 第 3 号) 《通貨及び金融法典 L. 433-3 条 II の規定に服する》多角的取引システム上での取引が認められている会社においては、》通常総会は、当該会社の株式を提供しまたは割り当てるために、取締役会または場合により業務執行役会に対して、次に定める期間中、当該会社の株式を買い付けることを授権することができる:
- (2016年12月9日法律第2016-1691号第42条Ⅱ第3号) **≪本法典≫**225-208条所定の行為または労働法典 L. 3332-1条以下の枠組みにおいて発生している行為の受益者に対して、買戻しから1年以内;
- 外部成長,合併,分割または出資行為の枠組みにおいて会社により取得された資産に対する支払または交換のためには、買戻しから2年以内:
- 各年次通常総会後3ヶ月以内に会社自身により企画される売却手続の際に会社の株式を取得する意図を会社に対して表明する株主に対しては、 買戻しから5年以内。
- ② 会社により取得される株式数は、次に定める数を超えることができない:
- 当該買戻しが本条第2項または第4項所定の行為のために授権されて 134(1422) 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

いるときは、会社資本の10%;

- 当該買戻しが第3項所定の行為のために授権されているときは、会社 資本の5%。
- ③ 通常総会は、当該行為の目的を明示する。通常総会は、総会が取得を授権する株式の最大数、価格または価格の決定方法ならびに12ヶ月を超えることができない授権期間を定める。(2019年7月19日法律第2019-744号第25条) 《通常総会は、本条所定の目的とは別の目的のために、買い戻された株式を使用することを、取締役会または場合により業務執行役会に、本条第2項ないし第4項所定の期間を遵守して、授権することができる。》
- ④ 買い戻される株式の代金は、本法典 L. 232-11条第2項に従って総会が処分権を有する準備金から控除する方法で支払われる。
- ⑤ 買い戻された株式が、その目的の1つのためにかつ本条第2項ないし 第4項所定の期間内に使用されなかった場合には、当然に消却される。
- ⑥ 通常総会は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた要件の下に独立した鑑定人により作成された報告を考慮し、かつ取得価格の確定条件に関する自らの評価を伝える(2019年 5 月22日法律第2019-486号第20条 I 第13号)≪当該会社の、≫(同)≪または会計監査役が選任されていない場合には(2020年 9 月16日オルドナンス第2020-1142号第 3 条。2021年 1 月 1 日より施行)≪L. 225-228条または L. 22-10-66条≫所定の方法に従ってこの目的で選任された≫会計監査役の、特別報告にもとづいて決定を下す。
- ⑦ 株式の価格は、総会に報知される独立した鑑定人の評価報告において 示されている最高価格を超えることも最低価格を下回ることもできず、こ れに反する価格は、無効である。
- 取締役会は執行役員に、または執行役員の同意に基づき1人または2法と政治 72巻4号 (2022年2月) 135(1423)

翻

訳

人以上の担当執行役員に、当該行為を実行するのに必要な権限を委譲することができる。業務執行役会は、業務執行役会長に、または会長の同意にもとづき1人または2人以上の業務執行役会構成員に、当該行為を行うために必要な権限を委譲することができる。選任された者は、取締役会または業務執行役会により定められた条件の下に当該権限の行使を取締役会または業務執行役会に報告する。

- ⑨ (2019年 5 月22日法律第2019-486号第20条 I 第 5 号) **《会計監査役が存在する場合には》**当該監査役は、終結した直近の事業年度中に株式が買い戻され、かつ利用された条件に関する特別報告を、年次通常総会に提出する。
- ⑩ 買い戻された株式は、会社資本の10%の制限内で、24ヶ月の期間毎に 消却されることができる。買付株式を消却する場合には、資本減少は、取 締役会または場合により業務執行役会に対してそれを行うためのすべての 権限を委譲することができる非常総会により授権され、または決定される。
- ① 第2項の規定にかかわらず、買い戻されたが未使用の株式は、通常総会の決議に基づき、本条所定の目的とは別のもののために使用されることができる。
- ⑩ (2019年7月19日法律第2019-744号第25条により廃止) ≪いかなる場合においても、上記の行為は株主の平等を侵害することはできない。≫

(鑑定人の選任)

- R. 225-160-1条 ① (2014年5月26日デクレ第2014-543号第3条) L. 225-209-2条所定の鑑定人は、株主の全員一致、またはそれがない場合には会社指揮者による裁判上の請求について判定を下す商事裁判所長により選任される。
- ② 鑑定人は、(2016年3月17日オルドナンス第2016-315号第46条。2016年6月17日より施行)≪L.822-1条 <math>I≫所定の名簿に記載されている会計監査役の中から、もしくは上級裁判所または下級裁判所により作成される名簿に記載されている鑑定人の中から選出される。
- ③ 鑑定人は,(2016年7月26日デクレ第2016-1026号第88条Ⅰ)≪L. **822-11-3** 136(1424) 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

条≫の意味における独立性を侵害する関係を、当該会社との関係において、存在 させてはならない。

(記録簿の保管および記載内容)

R. 225-160-4条 (2015年5月18日デクレ第2015-545号第21条。2015年6月1日 より施行) Ⅰ - L. 228-12条Ⅲおよび L. 228-12-1条Ⅱを適用して実行された 取引を記録するための L. 225-211条所定の買付および売却の記録簿は、R. 225-1 59条および R. 225-160条所定の条件の下、かつ方法に従って、保管される。

翻

訳

- Ⅱ ① L. 228-12条Ⅲおよび L. 228-12-1条Ⅱを適用して実行された取引を 記録するための L. 225-211条所定の買付および売却の記録簿は、買付行為と売却 行為を別個に表示する。
- ② 前項の各行為について、記録簿は、実行された取引順に以下の事項を表示す る:
 - 1号 当該行為の日付;
- 2号 買付もしくは売却の相場価格または、相場価格がない場合には、買付全
- 3号 各相場価格で買い付けまたは売却された株式の数または、相場価格がな い場合には、各取引価格;
 - 4号 手数料の額を含む買付の総費用または売却による純収入;
 - 5号 買い付けられた株式の合計数および買付費用の総額;
- 6号 買付または売却の注文を実行した投資サービスが存在する場合には、そ の従事者名もしくは注文を伝達した金融機関またはノンバンク:
- 7号 会社の計算で自己の名において行為をする者が存在する場合には、その 者の名前:
- 8号 L.232-11条の意味において分配されうる利益の総額または当該買戻し のために実行された資本証券の新規発行による総収入額:
 - 9号 L. 225-210条第3項所定の準備金の額
- 10号 L.228-12条Ⅲ第3号所定のプレミアムが存在する場合には、その額な らびに分配可能な金額または当該プレミアムが取り崩される準備金の総額。
- ③ 売却された株式の買付総数および買付の総費用は、少なくとも6ヶ月ごとに、 買い付けられた株式数およびその総費用から減少される。

(取得株式の記録および報告)

L. 225-211条 ① (2014年 7月31日オルドナンス2014-863号第24条)≪L. 225-208条, (2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条。2021年 1月1日より施行)≪L. **22-10-62条≫**, L. 225-209条, L. 225-209-2 条, L. 228-12条および L. 228-12-1 条≫を適用して実行された買付および売却の

法と政治 72巻4号 (2022年2月) 137(1425)

記録簿は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる条件の下に、会社またはかかる証券に関する業務の任務を負う者により作成されなければならない。

② 取締役会または場合により業務執行役会は、L. 225-100条所定の報告において、(2014年7月31日オルドナンス第2014-863号第24条) ≪L. 225-208条、(2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条。2021年1月1日より施行) ≪L. 22-10-62条≫、L. 225-209条、L. 225-209-2条、L. 228-12条およびL. 228-12-1条≫を適用して当該事業年度中に買付および売却された株式の数、買付および売却の平均価格、証券取引に関する費用の総額、当該事業年度終結時に会社名義で登録された株式の数および買付中におけるその評価額ならびに(2009年1月30日オルドナンス2009-105号第1条IV) ≪目的毎の≫名義額、≪使用された株式数、当該株式を対象として行われた場合の再割当≫およびその再割当が表章する資本部分を表示しなければならない。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第217-4条の規定)

(記録簿への記載事項)

- R. 225-160条 ① (2014年 5 月26日 デクレ第2014-543号第 2 条) ≪ (2020年12 月29日 デクレ第2020-1742号第 5 条。2021年 1 月 1 日より施行) ≪ L. 22-10-62 条≫および L. 225-209-2 条≫を適用して実行された行為を記録するために L. 225-211条を適用して保管されている買付および売却の記録簿は,買付行為と売却行為を区別して表示する。
- ② これら行為の各々について、記録簿は、実行された取引順に次の事項を表示する:
 - 1号 当該行為の日付;
- 2号 買付または売却の相場価格(2014年5月26日デクレ第2014-543号第1 条)≪または、相場価格がない場合には、買付全体の価格≫;
 - 3号 各相場価格で買付または売却された株式の数;
 - 4号 手数料の額を含む買付の総費用または売却による純収入;
 - 5号 買い付けられた株式の合計数および買付費用の総額;
- 6号 買付または売却の注文を実行した投資サービスの従事者名もしくは注文

138(1426) 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

を伝達した金融機関またはノンバンク;

7号 会社の計算で自己の名において行為をする者が存在する場合には、その 者の名前。

翻

③ 売却された株式の買付総数および買付の総費用は、少なくとも6ヶ月毎に、 買い付けられた株式数およびその総費用から減少される。

(以上, 1967年3月23日デクレ第67-236号第185-2条の規定)

訳

(金融市場庁への報告および同庁の権限)

L. 225-212条 2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条により、 2021年1月1日から廃止。

(適用除外)

- L. 225-213条 ① (2012年3月14日法律第2012-354号第6条I第3号) ≪L. 225-209-2条≫, L. 225-206条(2012年3月14日法律第2012-354号第15条第3号;2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条。2021年1月1日より施行) ≪およびL. 22-10-62条≫の規定は、包括名目の財産の移転または加えて裁判所の決定の結果として取得された全額払込済の株式には適用されない。
- ② しかしながら、当該株式は、会社がその資本の10%以上を所有することになる、取得日から起算して2年以内に譲渡されなければならない。この期間経過後は、当該株式は消却されなければならない。

(以上, 1966年7月24日法律第66-537号第217-6条の規定)

(規定に違反して所有される株式)

L. 225-214条 L. 225-206条ないし(2012年 3 月14日法律第2012-354号第 6 条 I 第 4 号;2019年 7 月19日法律第2019-744号第26条;2020年 9 月16日オルドナンス第2020-1142号第 3 条。2021年 1 月 1 日より施行)《L. 225-208 条および》L. 225-210条に違反して所有されている株式は、その引受また

法と政治 72巻4号 (2022年2月) 139(1427)

は取得から起算して1年の期間内に譲渡されなければならない。

(以上, 1966年7月24日法律第66-537号第217-7条の規定)

(投資証書への適用)

L. 225-217条 L. 225-206条ないし L. 225-216条 (2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条。2021年1月1日より施行) ≪および L. 22-10-62条, L. 22-10-64条および L. 22-10-65条≫は、投資証書に適用される。

(以上, 1966年7月24日法律第66-537号第217-10条の規定)